

令和4年第1回衣浦東部広域連合議会定例会

## 議案説明書

(令和4年2月18日提出分)

## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	衣浦東部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 2 号	衣浦東部広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 3 号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同規約の変更について	9

## 議案第 1 号

衣浦東部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び統計法の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため。

### 2 改正の概要

引用条項名の改正（第 2 条及び第 4 条関係）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）が廃止され個人情報の保護に関する法律に統合されること及び統計法の一部が改正されることに伴い、引用条項の改正を行う。

### 3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



新旧対照表

○衣浦東部広域連合個人情報保護条例（平成 1 5 年 4 月 1 8 日衣浦東部広域連合条例第 3 0 号）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>個人情報符号 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 2 項に規定する個人情報符号をいう。</u></p> <p>(5) <u>要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）第 2 条で定める記述等が含まれる個人情報</u>をいう。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(1) 統計法（平成 1 9 年法律第 5 3 号）第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第 1 1 項に規定する調査票情報をいう。第 3 号において同じ。）に</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>個人情報符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 2 条第 3 項に規定する個人情報符号をいう。</u></p> <p>(5) <u>要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第 2 条第 4 項に規定する要配慮個人情報</u>をいう。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(1) 統計法（平成 1 9 年法律第 5 3 号）第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第 5 2 条第 1 項に規定する個人情報</p>

新	旧
<p><u>含まれる個人情報</u></p> <p>(2) <u>統計法第24条第8項に規定する事業所母集団データベースに記録されている情報に含まれる個人情報</u></p> <p>(3) <u>統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</u></p> <p>(4) <u>統計法第29条第1項の規定により他の行政機関（同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）から提供を受けた行政記録情報（同条第10項に規定する行政記録情報をいう。）に含まれる個人情報</u></p>	<p>(2) <u>統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</u></p>

## 議案第 2 号

衣浦東部広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正に鑑み、条例の一部を改正する必要があるため。

### 2 改正の概要

- (1) 職員のサービスの宣誓について、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書に署名することを不要とし、宣誓書を任命権者に提出することにより行うこととするもの
- (2) 宣誓書の押印を廃止するもの

### 3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



(議案第 2 号参考資料)

新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の服務の宣誓に関する条例（平成 1 5 年 4 月 1 日衣浦東部広域連合条例第 9 号）

新	旧
<p>(服務の宣誓)</p> <p>第 2 条 新たに職員となった者は、消防職員以外の職員にあっては様式第 1 号による宣誓書を、消防職員にあっては様式第 2 号による宣誓書を行ってはならない。</p>	<p>(服務の宣誓)</p> <p>第 2 条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、消防職員以外の職員にあっては様式第 1 号による宣誓書に、消防職員にあっては様式第 2 号による宣誓書に署名しなければ、その職務を行ってはならない。</p>
<p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p>	<p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p>
<p>様式第 2 号（第 2 条関係）</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p>	<p>様式第 2 号（第 2 条関係）</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p>
<p>氏 名</p> <p>氏 名</p>	<p>氏 名</p> <p>氏 名</p>



### 議案第3号

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について

#### 1 改正の理由

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴い、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて議会の議決が必要となるため。

#### 2 改正の概要

尾張旭市長久手市衛生組合（令和4年3月31日をもって解散）は、愛知県市町村職員退職手当組合からの脱退を希望しており、構成団体を定めた別表第1及び議員の選挙区を定めた別表第2から尾張旭市長久手市衛生組合を削除するもの

#### 3 施行期日

令和4年4月1日



(議案第3号参考資料)

新旧対照表

○愛知県市町村職員退職手当組合格約(昭和33年10月17日規約第1号)

新	旧												
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 海部南部水道企業団 東部知多衛生組合 常滑武豊衛生組合 知多南部衛生組合 北名古屋水道企業団 北設広域事務組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 海部南部消防組合 海部南部消防組合 愛知中部水道企業団 愛知中部水道企業団 海部地区急病診療所組合 衣浦東部広域事務組合</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 海部南部水道企業団 東部知多衛生組合 常滑武豊衛生組合 知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛生組合 北名古屋水道企業団 北設広域事務組合 海部東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組合 海部地区消防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団 愛知中部水道企業団 海部地区急病診療所組合 衣浦東部広域連合 西春日井広域事務組合</p>												
<p>別表第2(第5条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="981 1960 1069 2072">議員の選挙区</td> <td data-bbox="981 1176 1069 1960">選挙区の組合市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1960 1165 2072">1区</td> <td data-bbox="1077 1176 1165 1960">尾張旭市 岩倉市 豊明市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋 弥富市 あま市 長久手市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1173 1960 1260 2072">(略)</td> </tr> </table>	議員の選挙区	選挙区の組合市町村	1区	尾張旭市 岩倉市 豊明市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋 弥富市 あま市 長久手市	(略)		<p>別表第2(第5条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="981 952 1069 1064">議員の選挙区</td> <td data-bbox="981 168 1069 952">選挙区の組合市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 952 1165 1064">1区</td> <td data-bbox="1077 168 1165 952">尾張旭市 岩倉市 豊明市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋 弥富市 あま市 長久手市 尾張旭市長久手市衛生組合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1173 952 1260 1064">(略)</td> </tr> </table>	議員の選挙区	選挙区の組合市町村	1区	尾張旭市 岩倉市 豊明市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋 弥富市 あま市 長久手市 尾張旭市長久手市衛生組合	(略)	
議員の選挙区	選挙区の組合市町村												
1区	尾張旭市 岩倉市 豊明市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋 弥富市 あま市 長久手市												
(略)													
議員の選挙区	選挙区の組合市町村												
1区	尾張旭市 岩倉市 豊明市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋 弥富市 あま市 長久手市 尾張旭市長久手市衛生組合												
(略)													

